『琴歌譜』一番歌と縁記

藤原享和

一、はじめに

一九二四年、佐々木信綱氏によって発見された近衛家蔵本『琴歌譜』は、「写　天元四年（九八一年―藤原注）十月廿一日」の奥書きを持つうえに、所収二十二[1]首中『古事記』・『日本書紀』・『続日本紀』歌謡との類歌を七首含み、その多くが譜を伴って記載されていることから、従来『古事記』・『日本書紀』・『続日本紀』歌謡や類歌が実際に平安朝に於て和琴の伴奏を伴って歌われていたことを示す貴重な史料であるとされてきた。

それに加えて私が興味深く感じるのは、『琴歌譜』は『古事記』・『日本書紀』と異なる「縁記」をいくつか記載しているということである。そのような縁記が『古事記』・『日本書紀』との類歌に付帯していた場合、従来行われてきた『古事記』・『日本書紀』の物語中の歌の解釈とは別の次元の、『琴歌譜』独自の解釈が要求されてくる可能性がある。

本稿では、右のような観点から、『古事記』九十四番歌とほぼ同一の歌謡を、『古事記』の伝承と異なる縁記と共に記載している『琴歌譜』の一番歌について考察を試みる。

二、原文及び訓読文

［原文］

茲都歌（美望呂尓都久也多麻可吉都安万須多尓可毛与良牟可美乃美也碑等）

（譜付き歌謡部分省略）

右古事記云大長谷若建命坐長谷朝倉宮治天下之時遊行美和河之時遉有洗衣童女其容姿甚麗天皇問其童女汝者誰子答白己名謂引田赤

猪子天皇詔汝不嫁夫今将召故其女仰待天皇之命既経八十歳天皇已忘先事徒過盛年而賜歌云時赤猪子之涙泣悉湿其所服之丹摺袖答其大御歌而詠此歌者此縁記与歌異也

一説云弥麻貴入日子天皇、子巻向玉城宮御宇伊久米入日子伊佐知天皇与妹豊次入日女命登於大神美望呂山拝祭神前作歌者此縁記似正説

［訓読文］

御諸に　築くや玉垣　斎き余す　誰にかも依らむ　神の宮人

（譜付き歌謡部分省略）

【縁記甲】右、古事記に云はく、大長谷若建命、長谷の朝倉宮に坐しまして、天の下治らしめしし時、遊行ばしつつ美和河に行かしし時、辺に衣洗へる童女有りき。其の容姿甚麗しかりき。天皇其の童女に問ひたまひしく、「汝は誰が子ぞ。」と。答へ白ししく、「己が名は引田の赤猪子と謂ふぞ。」とまをしき。天皇詔らししく、「汝は夫に嫁はざれ。今召してむ。」と詔らしき。故、其の女、天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経き。天皇已に先の事を忘れつ。徒に盛りの年を過ぐしき。而に歌を賜ひて云ひたまふ。時に赤猪子の泣く涙、悉に其の服せる丹摺の袖を湿らしつ。其の大御歌に答へて此の歌を詠むといへり。此の縁記と歌異なる也。

【縁記乙】一説に云はく、弥麻貴入日子天皇の皇子、巻向玉城宮に天の下治らしめしし伊久米入日子伊佐知天皇と妹豊次入日女命、大神の見望呂山に登りまして神前を拝み祭りて作る歌といへり。此縁記正説に似たり。（あるいは、「正説のごとし。」）

※訓読文【縁記甲】、【縁記乙】は藤原が論の便宜上附したもの。

三、『古事記』九十四番歌との異同

『琴歌譜』一番歌と、ほぼ同様の歌詞を持つ『古事記』の九十四番歌との異同は次の［表1］、a～fのとおりである。

この表を見ると、『古事記』、『琴歌譜』①、『琴歌譜』②の間にはそれぞれいくつかの違いが存在するが、明確に『古事記』と『琴歌譜』の差と認められるものは、c、即ち第三句の「つきあまし」（『古事記』）と「つきあます」（『琴歌譜』）の違いである。その他は『琴歌譜』①、②間でも差があるものである。fは仮名の甲乙の差であるが、『琴歌譜』では既に特殊仮名遣いは崩れていると見られるので、特に歌詞の違いとして意識する必要はないと思われる。

四、賀古明氏の論について

さて、問題とすべきは「縁記」である。

『琴歌譜』一番歌に付帯する縁記は「古事記云」で始まる前半部分（以下「縁記甲」という。）と、「一説云」で始まる後半部分（以

［表1］『古事記』と『琴歌譜』の異同

		a		b	c	d	e	f
・『古事記』	美母呂 尓	都久夜多麻加岐	都岐阿麻斯					
・『琴歌譜』①	美望呂 尓	都久也多麻可吉	都 安万須					
・『琴歌譜』②	美望呂止迩	都久夜多麻可吉	都吉阿麻須	伊与			多尓加母余良牟	加微能美夜比登
			都吉阿麻須	伊余			多尓可毛与良牟	可美乃美也碑等
			都吉阿麻須	伊余				
			都吉阿麻須	伊余				
			都吉阿麻須	伊余				
			都吉阿麻須	伊余				

（凡例）
『琴歌譜』①は歌曲名の下に小字二行割で書かれている歌詞。
『琴歌譜』②は譜付き歌謡部分に書かれている歌詞。
（異同）
a、『琴歌譜』②にのみ「止」が入っている。
b、『琴歌譜』①にのみ「岐（吉）」がない。
c、『古事記』では「阿麻斯」であるが、『琴歌譜』では①、②いずれも「安万（阿麻）須」である。
d、『琴歌譜』②にのみ「伊与（余）」が入り、第三句及び「伊与（余）」が六回繰り返される。
e、『琴歌譜』②では第四句以下が記されていない。
f、『古事記』では「微」で乙類の仮名であるが、『琴歌譜』①では「美」で甲類の仮名である。

下「縁記乙」という。）に分かれる。

縁記甲は、「古事記云」とあるように、『古事記』の類歌（九十四番歌）が記載された「雄略記」（引田部の赤猪子条）を要約、引用したものである。それに対して、縁記乙は『古事記』・『日本書紀』に全く見えない伝承である。にもかかわらず、『琴歌譜』は縁記甲を、「此縁記与歌異也」とし、縁記乙を、「此縁記似正説」としている。

『琴歌譜』一番歌の縁記についての先行研究は極めて少なく、本格的な研究は賀古明氏の「琴歌譜の有縁起歌」[2]が唯一といっても過言ではない。

賀古明氏は、右の論文において「平安朝時代前期における、古事記・日本書紀の取扱い態度の差異に起因するものである。すなわち日本書紀の講筵はしばしば宮廷において催されており、（中略）宮廷行事として重要なものとして取り扱われていたということをうかがい得るのである。（中略）これに対して、古事記は、（中略）賀茂真淵によって古事記の重要さが注意されるまでは殆どその存在が知られない程であった。[3]」と述べ、『日本書紀』が重要視されたために『古事記』の伝承が、「此縁記与歌異也」という扱いを受けたとされる。

『琴歌譜』の記録者が全体として『日本書紀』の伝承に重きを置いていたことは、文体等から見て賀古氏の指摘[4]のとおりであると思

われる。しかし、そのことをもって、『琴歌譜』の記録者が、一番歌の縁記乙を、「此縁記似正説」としたことの理由付けにはできない。縁記乙は賀古氏自身も指摘されているとおり、「現存の古事記・日本書紀その他の古代古典、特に、崇神天皇・垂仁天皇及び豊次入日女命に関係ある、皇太神宮儀式帳、その他にも見あたらない。[5]」のである。

また、賀古氏は、『日本書紀』の垂仁天皇二十五年三月条に、「離二天照大神於豊耜入姫命一、託二于倭姫命一。爰倭姫命求下鎮二坐大神一之処上、而詣二菟田筱幡一、」とあり、また、『皇太神宮儀式帳』に、「以次纒向珠城宮御宇、活目天皇御世（爾）、倭姫内親王（乎）、為御杖代斎奉（支）。美和（乃）御諸原（爾）造二斎宮一（弖）、出奉（弖）斎始奉（支）。爾時倭姫内親王、太神（乎）頂奉（弖）、願給国求奉時（爾）、従二美和（乃）御諸宮一発（弖）令出坐（支）。（中略）彼時、宇太（乃）阿貴宮坐（只）。次佐々波多宮坐（只）。」とあることから、天照大神の奉祭者が垂仁朝に豊次入日女命から倭姫命に変わり、その交替が「美和（乃）御諸原」の「美和（乃）御諸宮」で行われたとされる。そして、「故に、垂仁天皇代　豊次入日女命が奉仕から退かれた折、その美望呂山の地に祭られている神を、垂仁天皇と御一緒に拝祭されたとする古史伝承の存在の可能性が認められるわけである。（中略）皇太神宮儀式帳そのものが、文体・内容とよりしても、日本書紀系統に属するものとみられることと併せて、琴歌譜のこの「一説云」の伝承は、略ゝ日本書紀の系統のものとみ得るのである。[6]」と結論づけておられる。

しかし、この結論にも私は疑問を呈したい。理由は以下のとおりである。

まず第一に、『皇太神宮儀式帳』に見える、倭姫命の「美和（乃）御諸原」の斎宮や「美和（乃）御諸宮」の記事から、どうして豊次入日女が垂仁天皇と一緒に美望呂山の神を拝祭したという「古史伝承の存在の可能性が認められる」のか。『皇太神宮儀式帳』は、初代斎宮としての倭姫命の伝承を主に語るのであって、「美和（乃）御諸原」の斎宮の記事も、豊次入日女との交替場所として描くのではなく、むしろ、倭姫命のとき、初めて「美和（乃）御諸原」の斎宮を作った記事として読むべきではないか。

第二に、七二〇年成立の『日本書紀』と、八〇四年成立の『皇太神宮儀式帳』とを併せて一つの古史伝承を推測することが、果たして妥当であろうか。成立年代の違いのみを言うのではない。正史である『日本書紀』にない伝承を、八十四年後に成立した解文である『皇太神宮儀式帳』の記述で補い、一つの古史伝承を推測することは極めて危険と言わざるを得ない。仮にそれが可能であるとしても、先に引用した（賀古氏も引用しておられる）「垂仁紀」二十五年三

月条から明らかになることは、天照大神を豊耜入姫命から離し、倭姫命に託した、ということであり、同じく先に引用した『皇太神宮儀式帳』から分かることは、倭姫命が斎宮となったときに「美和（乃）御諸原」の斎宮を造ったということであって、豊次入日女命がその後美望呂山に（垂仁天皇と）登ったという伝承はどこからも出てこないはずである。

第三に、賀古氏は、「琴歌譜のこの「一説云」の伝承は、略、日本書紀の系統のものとみ得るのである。」と述べておられるが、これについても疑問がないわけでもない。先にも述べたとおり、私は『琴歌譜』の記録者が全体として『日本書紀』の伝承に重きを置いていたと思われることを否定するものではない。しかし、ここで登場する人物名の表記は、次に掲げるとおり、決して『日本書紀』に近くない。むしろ『古事記』に近いような感を受ける表記もある。しかし、それとても決定的なものではなく、『古事記』・『日本書紀』何れの系統にも分類し切れるものではないように思われる。

- 崇神天皇の和風諡号の表記

『琴歌譜』縁記乙―「弥麻貴入日子天皇」

『古事記』　―「御真木入日子印恵命」

『日本書紀』―「御間城入彦五十瓊殖天皇」

- 垂仁天皇の和風諡号の表記

『琴歌譜』縁記乙―「伊久米入日子伊佐知天皇」

『古事記』　―「伊玖米入日子伊沙知命」・「伊久米伊理毘古伊佐知命」

『日本書紀』―「活目入彦五十狭茅天皇」

- トヨスキイリヒメの表記

『琴歌譜』縁記乙―「豊次入日女命」

『古事記』　―「豊鉏入日売命」・「豊鉏比売命」

『日本書紀』―「豊鍬入姫命」

先にも述べたように、私はこの表記からただちに、縁記乙の伝承が、どちらの系統のものであると主張するつもりではない。ただ、賀古氏のおっしゃるように「略、日本書紀の系統のものとみ得る」[7]というのは早計に過ぎないか、と考えるのである。

縁記甲で「古事記云」という縁記が、「此縁記与歌異也」として排斥されており、今述べたように『日本書紀』系統であるとも決しかねる以上、第三の系統である可能性も含め、検討を要する課題であろう。

五、考説

以上、賀古氏の説に対して疑問を提示させていただいたが、縁記乙の性格について、私なりに考えを述べさせていただく。

縁記乙の「一説」が具体的にどのような史料であるかについては、右に述べたとおりはっきりせず、現時点では確定できない。また、縁記乙は『古事記』・『日本書紀』はもとより、現在私達が見ることのできる上代文献の何れにも記載されていない縁記である。

しかし、縁記乙は、『琴歌譜』一番歌の解釈を、類歌である『古事記』九十四番歌の解釈とは全く駆けはなれたものにする可能性を持つ極めて示唆に富んだ縁記である。

まず、縁記乙に見える人物、地名の性格を明らかにするため、『古事記』・『日本書紀』よりそれらにかかわる記事を拾うこととする。

1、御真木入日子印恵命、師木の水垣宮に坐して、天の下を治めき。此の天皇、（中略）生みし御子は、（中略）豊鉏入日売命（中略）沼名木之入日売命（中略）伊玖米入日子伊沙知命（中略）妹豊鉏比売命は、（伊勢大神の宮を拝み祭りき。）　「崇神記」

2、此の天皇の御世に、役病多た起りて、人民尽きむと為き。爾くして、天皇の愁へ歎きて神牀に坐しし夜に、大物主大神、御夢に顕れて曰ひしく、「是は我が御心ぞ。故、意富多々泥古を以て、我が前を祭らしめば、神の気、起らず、国も、亦、安らけく平らけくあらむ」といひき。（中略）即ち意富多々泥古命を以て、神主と為て、御諸山にして、意富美和之大神の前を拝み祭りき。（中略）此に因りて、役の気、悉く息み、国家、安らけく平けし。　「崇神記」

3、御間城入彦五十瓊殖天皇は、（中略）豊鍬入姫命を生む。（中略）渟名城入姫命を生む。（中略）五年に、国内に疾疫多く、民死亡者有りて、且大半ぎなむとす。六年に、百姓流離へ、或いは背叛有り。（中略）是より先に、天照大神・倭大国魂二神を並びに天皇の大殿の内に祭る。然るに其の神の勢を畏り、共に住みたまふこと安からず。故、天照大神を以ちて豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑に祭り、（中略）亦日本大国魂神を以ちて渟名城入姫命に託け祭らしむ。然るに渟名城入姫、髪落ち体痩せて祭ること能はず。　「崇神紀」

4、（崇神天皇が、災いが続くので神意を問うたところ）若し能く我を敬ひ祭りたまはば、必当ず自平ぎなむ」とのたまふ。（中略）「我は是倭国の域の内に居る神、名を大物主神と為ふ」とのたまふ。（中略）教の随に祭祀る。然れども猶し事に験無し。（中略）若し吾が児大田田根子を以ちて吾を祭らしめたまはば、立に平ぎなむ。（中略）大田々根子命を以ちて大物主大神を祭る主と為し、亦市磯長尾市を以ちて倭大国魂神を祭る主と為せば、必ず天下太平ぎなむ。（中略）即ち大田田根子を以ちて大物主大神を祭る主とし、又長尾市を以ちて倭大国魂神を祭る主としたまふ。

（中略）是に、疫病始めて息み、国内漸に謐り、五穀既に成りて、百姓饒ひぬ。（中略）所謂大田田根子は、今の三輪君等が始祖なり。　「崇神紀」

5、天照大神を豊耜入姫命より離ちまつり、倭姫命に託けたまふ。「（中略）（一に云はく、（中略）倭大神、（中略）誨へて曰はく、（中略）先皇御間城天皇、神祇を祭祀りたまふと雖も、微細しくは其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めたまへり。故、其の天皇、命短くましましき。是を以ちて、今し汝御孫尊、先皇の及かざりしことを悔いて、慎み祭りたまはば、汝尊の寿命延長く、復天下太平ならむ」とのたまふ。時に天皇、是の言を聞しめして、則ち中臣連が祖探湯主に仰せて、誰人を以ちて大倭大神を祭らしめむと卜へしめたまふ。即ち渟名城稚姫命、卜に食へり。因りて渟名城稚姫命に命せて、神地を穴磯邑に定め、大市の長岡岬に祠らしめたまふ。然るを是の渟名城稚姫命、既に身体悉に痩せ弱りて、祭ること能はず。是を以ちて、大倭直が祖長尾市宿禰に命せて祭らしめたまふといふ。）　「垂仁紀」

これらより明かとなるのは、まずトヨスキイリヒメの出自である。1、3ともミマキイリヒコ（崇神天皇）の子と記録したうえ、1は伊勢大神の宮を拝祭した人物として、3では宮中に祭っていた天照大神を宮廷外に遷す際にその奉祭を託された人物として描かれている。

第二に、ミマキイリヒコ（崇神天皇）の治世に起こった神祇奉祭上の二つの重要な出来事である。一つは、当時続いた疫病や災いは、大神神社の大物主神の奉祭の不備によるものであって、三輪氏の祖先であるオホタタネコをもって祭らしめると平穏になったことであり、今一つは、先述とも重なるが、宮中に祭っていた天照大神と倭大国魂神をそれぞれ宮廷外で祭らしめたことである。天照大神はトヨスキイリヒメに、大国魂神はヌナキノイリヒメに託したが、ヌナキノイリヒメは、髪が落ち、体が痩せて奉祭できなかったため、イチシノナガオチに祭らしめたところ国内が静まったとある。（2、4）

5はやや特殊である。トヨスキイリヒメのあとを受け、伊勢での天照大神の奉祭にあたったのが倭姫命であるという伝承に加え、「一云」として、興味深い記事を載せている。右に述べた倭大国魂神の奉祭者の変遷を一世代繰り下げ、崇神天皇が犯した神祇奉祭上の誤りを垂仁天皇が中臣の卜占を得て正した結果として記しているのである。そのためか、「ヌナキノイリヒメ」も「ヌナキノワカヒメ」となっている。

また、あまりに長くなるので、1～5では割愛した部分を含め、ミマキイリヒコ、イクメイリヒコ、トヨスキイリヒメを中心とした

系譜を史料別に整理すると次の「表2」のとおりとなる。

1～5の記事から、大物主神や倭大国魂神を奉祭するのに、天皇家が非常に苦心している様子がわかる。国家にうち続く疫病や災いは、三輪氏の祖先であるオホタタネコを探してきて、三輪山の大物主神を祭らしめるまで止まなかった。それ以前は天皇自身が三輪山の祭祀を司っていたと考える説もあるが、[8]三輪氏の者でなければ、大物主神の神威を鎮めることができなかったのである。途方にくれた天皇はそれを夢ではじめて知り、オホタタネコを探し求めて、やっと平穏を取り戻すのである。また、倭大国魂神の奉祭を託された崇神天皇の皇女であるヌナキノイリヒメは、髪が落ち、痩せて祭りきれなかったが、その後を受けた倭直の祖であるイチシノナガオチはこれを祭ることができた。古い大和地方の神である大物主や倭大国魂は、転入勢力である天皇家による奉祭を拒否し、疫病を流行させ、奉仕者を衰弱せしめるという形でそれを表した。天皇家側は、夢や卜占で神意を知り、適当な奉祭者を探しているのである。それらは概ね崇神朝のこととして語られているが、5では、垂仁朝のこ

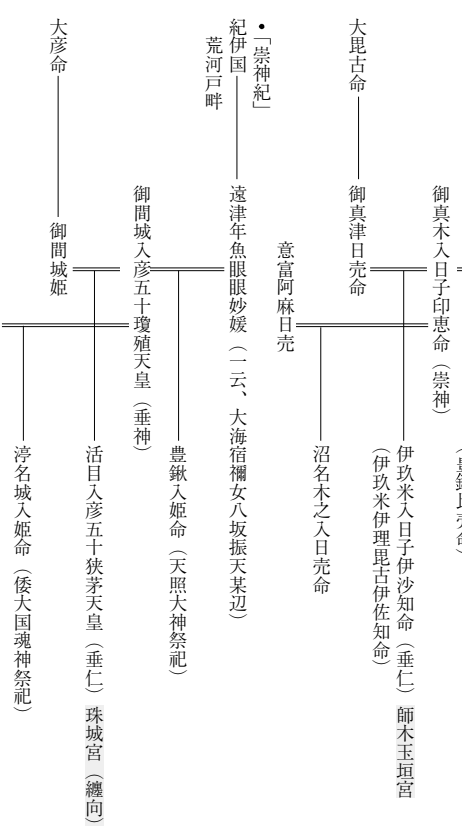

とになっている。

このように、『琴歌譜』の縁記乙の登場人物は、神祇祭祀上極めて重要なポイントにある人々である。三輪の大物主神や倭大国魂神を鎮めるために苦悩するミマキイリヒコ（崇神天皇）やイクメイリヒコ（垂仁天皇）、ミマキイリヒコの皇女であり、天照大神の奉祭者となったトヨスキイリヒメ。そのイクメイリヒコとトヨスキイリヒメの異母兄弟がほかならぬ大神の美望呂山に登って、その神前を拝祭して詠んだ歌が一番歌であるというのが『琴歌譜』縁記乙である。

「此縁記似正説」としている『琴歌譜』縁記乙に立脚すれば、この歌は、神祇の奉祭に苦悩する天皇の歌ということになる。即ち、「三輪山に玉垣を築いて神を祀るが、祀り切れない。誰に頼ろうか、神の宮人を（神の宮人は誰にすればよいのだろうか）。」という意になる。[9]

この解釈は、類歌である『古事記』九十四番歌とそれを含む物語からは出てくる余地はない。「雄略記」の歌謡物語のなかでは、天皇の求婚を受けて八十年間待ち続けて老婆になってしまった引田部の赤猪子の嘆きの（あるいは更なる雄略天皇への忠誠の）歌と解釈されるのである。同一の伝承を記載する『琴歌譜』縁記甲にそって解釈するときも当然同じとなる。その解釈は以下のとおり。

「三輪山に玉垣を築いて神を祀り、神にお仕えし通してきた私は、（これから先も神様以外の）誰に頼りましょうか、いや、神様以外の誰にも頼りません。[10]」しかし、『琴歌譜』は縁記甲を、「此縁記与歌異也」とすることによって、この解釈を明確に否定しているのである。

これらの伝承・解釈の差は、単に物語の差や歌の詠み手の差で片付けられるものではない。

縁記乙では、天皇とその異母妹が大物主神を拝祭する。しかも、その異母妹は天皇家の祖先神、天照大神の奉祭者なのである。なにげないこの縁記乙は、実は天皇家の三輪氏の神に対する屈服の伝承である。そして、この歌は、神祇の奉祭を全うし得ない天皇の苦悩の歌となる。

それに対して、縁記甲や「雄略記」では、三輪氏の娘である赤猪子が雄略天皇の求婚に応えて八十年間待ち続けるという、三輪氏の天皇に対する服属譚になってしまい、同じ歌が百八十度違う解釈を伴うことになるわけである。

もちろん、前者の伝承は、天皇家側から「削レ偽定レ実[11]」を施された『古事記』や、正史である『日本書紀』には記録され得ない。『琴歌譜』の正確な成立年代は定かではないが、上代特殊仮名遣いが崩れているので、平安時代初期ないしは奈良時代後期を遡るこ

とはなかろう。

『古事記』・『日本書紀』に記載されることなく、細々と命脈を保っていたこの「一説」も、（古代豪族との抗争期が完全に過去のものとなったという意味で）天皇制がすでに安定したものになっていた平安朝初期においては、宮廷儀式用の『琴歌譜』に記録されてもはや差し障りなくなったのではあるまいか。

以上のように、縁記乙に基づくいてこの歌を解釈するとき、縁記甲や「雄略記」に立脚した解釈とは似ても似つかぬものとなる。

それでは、このような解釈を生む縁記乙とは如何なるものか。

先に述べたとおり、縁記乙の「一説」なるものの正体、つまり縁記乙の出典は不詳であるが、『琴歌譜』に見えるその他の縁記との比較の中で一番歌の縁記乙の位置を明らかにしたい。

以下、「表3」にそれぞれの縁記に記載された「詠み手」、「出典」、「縁記に加えられたコメント」を整理した。

「表3」のとおり、『琴歌譜』に記載された十二の縁記のうち出典が『古事記』・『日本書紀』であるものは四例である。内訳は、「古事記云」が二例、「日本記云（ママ）」が二例である。（ただし、そのうち、一九～二十番歌の縁記は、「日本記云」と記しているものの、「息長足日咩天皇」という記述があり、神功皇后を「天皇」とは記していない『日本書紀』の用語との間に矛盾がある。）

［表3］『琴歌譜』諸歌縁記整理

（凡例）
A　詠み手（天皇の漢風諡号の上の数字は『皇統譜』による代数）
B　出典（空白は特に出典が示されていないもの）
C　縁記に加えられたコメント

歌番号	縁記甲	縁記乙	縁記丙
1	A　引田赤猪子（21雄略の代） B　古事記云 C　此縁記与歌異也	A　伊久米入日子伊佐知天皇（11垂仁） B　一説云 C　此縁記似正説	
2	A　大鷦鷯天皇（16仁徳） B　今校不接於日本（紀？）古事記。 C	A　皇后息長帯日女（神功） B　一説云 C	A　時之人（15応神の代） B　一古事記云 C
12	A　大帯日（子？）天皇（12景行） B C		
13	A　大長谷若建命（21雄略） B　古事記云 C	A　韓日女娘（21雄略妃） B　一云 C	
18～16	A　大帯日子天皇（12景行） B C		
20　19	A　息長足日咩天皇（神功） B　日本記云 C		

21	A 雄朝嬬稚子宿禰天皇（19允恭） B 日本記云 C 今案古事記云日本記之歌与此歌尤合古記但至許曾己曾之句古記不重耳	A 雄朝豆万稚子宿禰天皇（19允恭） B 古歌抄云 C

それ以外は、「一説云」が二例、「一古事記云」が一例、「一云」が一例、「古歌抄云」が一例、出典についての記載のないものが三例である。

『古事記』・『日本書紀』以外の具体的な書名があがっているのは「一古事記」、「古歌抄」のみであるが、いずれもそれらの書物の実態は明らかではない。また、出典についての記載のないものはもとより、「一説云」、「一云」についてもそれらの実態は不明である。

このように、『琴歌譜』の縁記はその出典さえも不明のものが多く、研究対象としてはまさに五里霧中の状態である。しかし、「表3」を一見して明らかなことは、一番歌と二番歌に記載された複数の縁記の特異性である。それらの縁記は、同一の歌謡についての複数の縁記相互で、「詠み手」についての伝承までも異にしている。その他の歌の縁記ではそのようなことはない。更にその中でも特徴的なのは、一番歌の縁記である。一番歌の縁記甲と縁記乙では、その縁記に記載された物語の時代が相互に全く異なるということである。二番歌でもある程度の時代のずれはあるが、せいぜい仲哀天皇代～仁徳天皇代の三代の範囲である。それに対して、一番歌では、縁記甲が雄略天皇代、縁記乙が垂仁天皇代と実に十代の差があるのである。今一つ特筆すべきは、一番歌の縁記では、縁記甲に「此縁記与歌異也」、縁記乙に「此縁記似正説」と、はっきりとそれぞれの縁記に対する『琴歌譜』の態度が記されていることである。このような記述は、他の縁記にはない。

先ほどから縷々述べてきたように、縁記甲をとるのと、縁記乙をとるのでは、歌の解釈が異なるばかりか、この歌をめぐる天皇家と三輪氏の関係が、全く正反対のものとなるのである。

このように、『琴歌譜』一番歌の二つの縁記は、他の歌の縁記に比べて極めて特徴的であり、同時に相互の背反性が強い。そして、『琴歌譜』は、『古事記』の引用である縁記甲を否定し、縁記乙を肯定しているのである。

『琴歌譜』は宮廷の儀式に用いられる歌謡を記載したものであり、『古事記』の伝承を否定する必要は毛頭ない。にもかかわらず、わざわざ『古事記』と矛盾する縁記乙を記載し、そちらの方を肯定する必要がどこにあったか。

先にも述べたように、『琴歌譜』の編まれた時代は、すでに皇室

の支配は安定し、もとより三輪氏との力関係が云々されるような時代ではない。縁記乙を記載しても政治的に意味があるとは考えにくい。とすれば、解釈が問題であったのではないか。この歌の解釈が、当時、『古事記』の伝承から生じる「赤猪子の心情」というものではなく、「適切な神祇の奉祭者を求める」というものとして行われていたからではなかろうか。そのような解釈を導くためには、縁記乙が適当である。『古事記』・『日本書紀』その他公の記録に記載され得ない縁記であるがゆえに、「一説云」として引用するしかなかった縁記、その縁記より導かれる解釈、それがこそが重要であったのであろう。

当時、『日本書紀』の講筵がしばしば開かれていたことを考えると、イクメイリヒコ（垂仁天皇）とトヨスキイリヒメが大神美望呂山に登って、神前を拝祭したという縁記から、宮廷儀式に列する人々は容易にそのような解釈を導き出すことができた筈である。

また、『琴歌譜』は、縁記甲を否定するのに、『古事記』所収の物語そのものを否定するのではなく、「此縁記与歌異也」と記している。この縁記は全否定されるものではなく、「歌（の解釈）と異なる」と記しているのである。このことも又、『琴歌譜』が、解釈を問題として縁記乙を記したことの一つの証左になろうかと思う。

小西甚一氏は、「縁起（ママ）つまり歌の由来は、かならずしもそれらの歌詞ができたときの意味に拘泥せず、公的な歌謡に適したものを結びつけることが少なくなかった。[12]」と述べておられるが、この歌の場合、歌詞ができたときの意味はさておき、『琴歌譜』に縁記乙が記載され、「此縁記似正説」と記された時点において、その縁記が、宮廷儀式におけるこの歌の解釈を固定するものとなったことは間違いないであろう。

注

① 土橋寛・小西甚一『日本古典文学大系3　古代歌謡集』一九五七年　岩波書店（『琴歌譜』担当は小西甚一）　には、歌謡番号が二十一番までしかない。これは、十一番歌「山口振」の次に記載されている「大直備歌」に（三番歌の「片降」と同歌詞のため）歌謡番号が付されていないためである。本稿ではこれも一首と数えた。ただし、歌番号には加えていない。

②～⑦　賀古明「琴歌譜の有縁起歌」国学院雑誌第五十七巻第三号　一九五六年六月（同『琴歌譜新論』一九八五年　風間書房　所収。）

⑧　和田萃『大系日本の歴史2　古墳の時代』一九八八年　小学館　一九九頁。

⑨　「都久也多麻可吉都（吉）安万須」を「玉垣を築いて神を祀るが、祀り切れない」と約しているが、玉垣を築くことが、同時に神を祭ることを意味することは、拙稿「「垣を築く」ことの意味―『古事記』九十四番歌について―」（『甲南大学古代文学研究』第三号　一九九六年　所収）に詳述。

⑩　拙稿　前掲

⑪『古事記』上巻・序

⑫　小西甚一　前掲　二八二頁

使用テキスト等

- 『琴歌譜』―山田孝雄・橋本進吉『琴歌譜』（影印）一九二七年　古典保存会。ただし疑義のある部分については、京都文化博物館『都の音色―京洛音楽文化の歴史展―』図録　二〇〇二年　を確認。翻字にあたっては小西甚一注①掲示書、神野富一・武部智子・田中裕恵・福原佐知子「琴歌譜注釈稿（一）」（『甲南国文』第四三号　一九九六年三月　所収該当部分担当者は武部智子）も参照。訓読文―歌謡部分は小西甚一前掲書、縁記部分は藤原による。
- 『古事記』―山口佳紀・神野志隆光『新編日本古典文学全集1　古事記』一九九七年　小学館
- 『日本書紀』―小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『新編日本古典文学全集2　日本書紀①』一九九四年　小学館
- 『皇太神宮儀式帳』―胡麻鶴醇之・西島一郎『神道大系　神宮編一　皇太神宮儀式帳　止由気宮儀式帳　太神宮諸雑事記』一九七九年　神道大系編纂会

なお、小字表記は括弧でくくり、大字で記した。原則として現在通行の字体を用いた。歌番号は、すべて注①掲示書によった。

「天皇」号の成立については諸説あるが、本稿では『古事記』・『日本書紀』・『琴歌譜』の表記に従って、「大王」等は用いずすべて「天皇」に統一した。